


令和7年（2025年）7月10日（木）15時00分 配付

<p>項目</p>	<p>手足口病の警報発令について</p>
<p>配付資料</p>	<p>手足口病の流行について（警報）</p>
<p>内容及び報道に当たったのお願い</p>	<p>令和7年第27週（令和7年6月30日～令和7年7月6日）（速報値）において、紋別保健所管内の定点医療機関あたりの手足口病患者報告数が、5.5人となり警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するために警報を発令したのでお知らせいたします。</p> <p>なお、管内市町村、医師会等に感染予防を徹底するために周知します。</p> <p>※警報レベル：定点医療機関あたり手足口病報告数が1週間で5名以上</p> <p>※管内市町村：紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">＜手足口病予防のポイント＞</p> <p>感染対策としては、接触感染を防ぐために手洗いをしっかりとすることと、排泄物を適切に処理することです。</p> <p>中でも保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いをすることが大切です。</p> <p>特におむつ交換する際は、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。</p> <p>手洗いをする際は、流水と石けんで十分に行い、タオルの共用はしないでください。</p> <p>また、有効なワクチンや予防薬はありません。</p> </div>
<p>担当窓口</p>	<p>北海道紋別保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室） 健康推進課長 田村 周子 電話 0158-23-3108 FAX 0158-23-1009 ※この発表についてのお問い合わせは、17：30までに上記へお願いします。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>

手足口病の流行について（警報）

令和7年（2025年度）7月10日（木）15時00分

北海道紋別保健所

電話：0158-23-3108

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第27週（令和7年6月30日～7月6日）（速報値）において、管内の定点医療機関あたりの手足口病患者報告数が5.5人となり警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、管内8市町村において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 手足口病とは

発熱は約3分の1にみられますが、38度以下のことがほとんどです。多くの場合、数日間で自然に治りますが、まれに合併症を起し、重症化することがあります。

子どもを中心に主に夏に流行します。2歳以下が半数を占めますが、小学生でも流行的発生がみられることがあります。

既にこれらのウイルスの感染（不顕性感染も含む）を受けている場合が多いので、成人での発症はあまり多くありません。

病気の原因となるウイルスは、主にコクサッキーウイルスA6（CA6）、CA16、CA10、エンテロウイルス71（EV71）などです。

2 手足口病の予防

感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染（便の中に排泄されたウイルスが口に入って感染すること）が知られています。

感染対策としては、接触感染を防ぐために手洗いをしっかりとすることと、排泄物を適切に処理することです。

中でも保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いをすることが大切です。

特におむつ交換の際は、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。

手洗いをする際は、流水と石けんで十分に行い、タオルの共用はしないでください。

また、有効なワクチンや予防薬はありません。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況

（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第23週 (6/2～6/8)	第24週 (6/9～6/15)	第25週 (6/16～6/22)	第26週 (6/23～6/29)	第27週 (6/30～7/6)
紋別保健所	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5
全道	0.17	0.31	0.19	0.52	-
全国	0.19	0.25	0.33	0.42	-

※第27週の患者報告数は速報値。

第26週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<手足口病警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	5	2